

学習や社会生活に困難を有する子供・若者に対する社会教育による支援の在り方について

～社会生活を営むための「人とつながる力」の育成を中心に～

全国都道府県教育長協議会第2部会
平成26年度研究報告より

青森県教育庁生涯学習課（研究担当チーフ県）

1 研究趣旨

「学習や社会生活に困難を有する子供・若者」に対する支援は、各都道府県に共通する喫緊の課題

今後、教育委員会としては、

- ・ **社会教育部局を中心として、**
- ・ **関係機関のネットワークを通じた連携を図りつつ、**

困難を有する子供・若者を対象とした、**社会生活を営むための「人とつながる力」の育成を中心とした施策**が求められる。

困難を有する子供・若者に対する社会教育による支援の在り方を探るため、全国の**都道府県・市区町村**を対象とした調査を実施。

└ 47都道府県、研究担当県（9都府県）の277市区町村

調査内容

- (1) **社会教育部局における取組の現状及び今後の取組に対する意識**
- (2) **当事者等のニーズ、意識の把握状況**
- (3) **関係機関のネットワークの現状と意識**

2 調査内容

(1) 社会教育部局における取組の現状及び今後の取組に対する意識

問1 社会教育部局による、困難を有する子供・若者に対する下記ア～オの取組の有無とその内容（平成24～26年度）

- ア 経済的、地理的条件が不利な子供への支援に係る取組
- イ 不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組
- ウ 障害のある子供・若者に対する支援に係る取組
- エ 非行・犯罪に陥った子供・若者に対する支援に係る取組
- オ その他の取組

※「子ども・若者ビジョン」（子ども・若者育成支援推進大綱）の区分に基づいて設定

問1-a 上記ア～オの取組を行っていない場合の理由

問2 今後、困難を有する子供・若者に対して、社会教育部局が関わっていく必要性の高い新たな取組について

(2) 当事者等のニーズ、意識の把握状況

問3 困難を有する子供・若者または関係者等、当事者からの要請やニーズ等の把握の有無

問3-a ニーズの把握の方法

問3-b 把握しているニーズの内容

(3) 関係機関のネットワークの現状と意識

問4 困難を有する子供・若者に対する支援に向けた関係機関のネットワークの有無

問4-a 組織名、設置主体、構成機関、設置年度、年間会議回数等

問4-b 教育委員会社会教育部局が今後連携して関わっていく可能性があるものの取組名、実施主体、取組内容等

問5 関係機関のネットワークの必要性及びその理由

3 調査結果の概要

平成27年度研究報告「子供の貧困対策における社会教育の支援の在り方」参照

(1) 社会教育部局における取組の現状及び今後の取組に対する意識

調査結果から

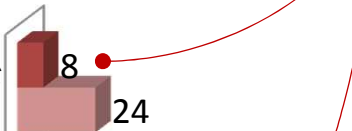
■ 全体の取組状況

困難を有する子供・若者に対する社会教育部局による支援の取組（下記グラフ中の区分ア～オのいずれかの取組）を実施しているのは、

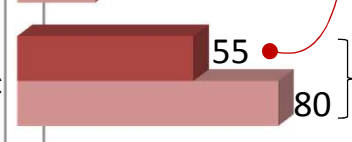
《都道府県》 **39 (83.0%)** (調査対象：47都道府県)
 《市区町村》 **140 (50.5%)** (調査対象：277市区町村)

■ 区分別の取組数

ア 経済的、地理的条件が不利な子供への支援



イ 不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応



ウ 障害のある子供・若者に対する支援



エ 非行・犯罪に陥った子供・若者に対する支援



オ その他



■ 都道府県取組件数 ■ 市区町村取組件数

調査結果のまとめ

- ① 子供・若者を対象とした一般的な**既存事業**において、**困難を有する子供・若者について対応している事例**が数件見られる。
 例) 放課後子供教室における経済的困難を有する子供等への対応
- ② 「不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組」について、**都道府県の青少年教育施設等を活用した自然体験や生活体験を通じた支援の取組事例**が多く挙げられており(20都道府県/34件)、取組の成果として、学校への復帰率が高いこと、達成感や有用感の向上につながったことなどが示されている。
- ③ 「不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者の対応に係る取組」や「障害のある子供・若者に対する支援に係る取組」等では、**当事者本人を直接の対象とする取組のほか、保護者や支援者を対象とした取組**が見られる。「障害のある子供・若者に対する支援に係る取組」については、理解の促進等の啓発や環境整備に係る**間接的な支援の取組**の必要性を認識していることがうかがえる。
- ④ 「取組を行っていない理由」については、都道府県、市区町村とも、「**他部局において既に実施している**」、「**ニーズや情報を把握していない**」といった理由が多くなっている。また、市区町村では「**社会教育で取り組む必要性がない**」、「**人員、予算や専門的知識が不足**」といった理由も挙げられている。

今後に向けて

- (1) **既存事業における対応**
 - ・ 公民館を拠点とした地域づくりや学校支援、家庭教育支援、放課後対策等の既存の取組の中で対応。
- (2) **新たな取組の構築(直接的支援と間接的支援)**
 - ・ 青少年教育施設等を活用した自然体験・生活体験活動を通じた取組等、直接的な支援の取組
 - ・ 住民の理解の促進等を図るための間接的な支援の取組

○取組の実施形態（連携の状況）

(件)

	都道府県					市区町村				
	事業数	社会教育 部局単独 で実施	連携先（複数回答）			事業数	社会教育 部局単独 で実施	連携先（複数回答）		
			学校教育 部局	首長部局	NPOや地 域団体			学校教育 部局	首長部局	NPOや地 域団体
ア 経済的、地理的条件が不利な子供への支援に係る取組	8	6 75.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	24	14 58.3%	6 25.0%	6 25.0%	3 12.5%
イ 不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組	55	21 38.2%	23 41.8%	4 7.2%	20 36.4%	80	26 32.5%	24 30.0%	13 16.3%	29 36.3%
ウ 障害のある子供・若者に対する支援に係る取組	21	11 80.9%	5 23.8%	1 4.8%	7 33.3%	82	52 63.4%	7 8.5%	3 3.7%	21 25.6%
エ 非行・犯罪に陥った子供・若者に対する支援に係る取組	5	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	57	27 47.4%	9 15.8%	7 12.3%	23 40.4%
オ その他の取組	13	8 61.5%	2 15.4%	3 23.1%	3 23.1%	33	14 42.4%	3 9.1%	8 24.2%	12 36.4%

◆ 社会教育部局における取組事例

ア 経済的、地理的条件が不利な子供への支援に係る取組 (都道府県：8件／市区町村：24件)

【東京都足立区】 タダゼミあだち (H24-26)

実施主体：足立区生涯学習センター(指定管理者)

連携先：NPO法人キッズドア

取組内容：経済的事情などにより、塾などの有料学習サービスを受けることが難しい中学3年生を対象に、大学生スタッフによる学習支援講座(年間40回程度)、高校受験対策サポート(主に都立高校)を行う。

契機 当該NPOとは、イベントなどの学生ボランティアの派遣などで連携をしていた。そこから、NPOが実施していた「タダゼミ」を、経済的に厳しい家庭の多い足立区でも展開していこうということになった。(H23年度から)

成果 参加者の高校入学

課題 ・事業主旨にあった生徒の募集
・モチベーションの維持
家庭状況・親の意識、友達関係など様々な環境のために集中できない生徒もいる。ソーシャルワーカーなどとの連携の必要性も感じる。

【大阪府交野市】 学び舎キッズ (H24-26)

実施主体：交野市教育委員会

連携先：学校教育部指導課

取組内容：市立小学校にて、毎週1回の放課後に3年生もしくは4年生を対象に教室を開放し、指導員を配置した学習を支援する教室を開講している。

契機 次年度に高学年となる児童の基礎学力向上を目的とする事業を検討していたところ、大阪府の補助金の交付を受けることができたため。

成果 児童に学習の場を提供でき、学力向上に繋がっている。

課題 指導員の確保並びに謝金等の予算確保。

◆ 今後関わっていく必要性の高い新たな取組

《市区町村》

- ・参加費用を抑えた社会教育事業の展開や小学校統合によって交通の便が不便になる子どもたちを対象とした各種行事への送迎バス等の運行。(想定される連携先：学校教育部局、町長部局)
- ・社会教育施設に出かけることが困難な地理的に遠方に居住する子どもたちに向けて、出張講座を行う。(想定される連携先：コミュニティセンター)

イ 不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組

(都道府県：55件／市区町村：80件)

○《都道府県》青少年教育施設等を活用し、自然体験や生活体験を通じた支援を行う取組（※20都道府県で34件）

【秋田県】あきたリフレッシュ学園事業（H24-26）

実施主体：秋田県教育委員会（北秋田市へ委託）

連携先：義務教育課、特別支援教育課、高校教育課

取組内容：様々なストレスを抱え、休養を必要としている小・中学生を対象に、大自然の中で、自らが選択した学習や自然体験、農業体験、読書等の活動を通して、ゆっくりと心身のリフレッシュを図る場と機会を提供する。

契機 自然体験等の体験活動をメインにした宿泊体験型のフリースクールであり不登校対策（予備群含む）として実施。

成果 豊かな自然の中で規則正しい生活を送りながら指導者に褒められたり励まされたりすることにより、子ども達が明るく、生き生きして活動するようになった。それが、学校へ戻ってみよう、進学してみようという気持ちにつながっている。

課題 経費の削減

【新潟県】はつらつ体験塾（H24-26）

実施主体：新潟県少年自然の家

取組内容：不登校・不登校傾向になる児童・生徒の適応性や人間関係づくりの資質を高め、自立を支援する。年3回3カ所で、児童生徒30名と保護者・適応指導教室関係者等を対象に学生ボランティアの協力も得て自然体験活動や生活体験等を実施。

契機 ・平成16年度からの継続事業
・不登校及び不登校傾向の児童生徒の自信の回復・高揚と自立への支援を行うため。

成果 学校への復帰率
H24：86.7%
H25：78.9%

課題 ・必要としている子どもに情報を届けるために一層の工夫が必要である。
・大学生ボランティアの確保が難しい。

◆自然体験や生活体験を通じた支援を行う取組の「成果」の例

- ・ 困難なことを乗り越える体験活動を実施したことで、参加者に積極性が身に付き、達成感や自信をもたらすことができた。
- ・ 体験活動が参加した児童生徒の意欲的に行動するためのきっかけづくりとなり、達成感や有用感につながった。
- ・ 参加した児童生徒からは「心が軽くなった」、保護者からは「様々な情報を得た」、「ネットワークができた」との回答を得ている。

イ 不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組

○ 《都道府県》 その他の取組

【東京都】 都立高校中途退学者未然防止と中途退学者等への進路支援（H25-27）

実施主体：東京都教育委員会

連携先：都内若者支援NPO

取組内容：若者支援NPOのスタッフが中途退学者等の多い都立高校を訪問し、面談等により就労や就学等次の進路につなげる支援を行う。都内10校で、100名を超える生徒に面談等の個別支援を実施。

契機 都立高校改革推進計画第一次実施計画（H24）において、職業的自立意識の醸成として、中途退学未然防止と中途退学者等に対する進路支援の実施が策定されたことにより実施。

成果 ・学校だけではカバーしきれない生徒に対する個別アプローチが可能になった。
・都内10校で、100名を超える生徒に面談等の個別支援を実施した。

課題 ・中途退学者や進路未決定卒業生に対する切れ目のない支援の具体的な方策
・ハローワーク等の就労支援機関との連携

【静岡県】 青少年交流スペースアンダンテ（H24-26）

実施主体：静岡県教育委員会社会教育課

取組内容：社会的ひきこもり傾向にある青少年とその家族に対し、相談機能と交流機能を備えた場を開設、運営。

契機 社会的ひきこもり傾向のある若者とその家族を支援する体制を整備したいと考えたため。

成果 平成25年度の相談件数は面談1163件、電話2189件。相談件数は増加傾向にある。

課題 相談など需要は増えているが予算面で十分にこたえることが難しい状況になりつつある。

【愛知県】 ホームフレンド活動事業（H24-26）

実施主体：愛知県教育委員会生涯学習課

取組内容：各教育事務所に配置されたOB職員による家庭教育コーディネーターの助言のもとにホームフレンド(大学生)を不登校児童生徒の家庭に派遣し、話し相手、遊び相手となり心の安定を図る。

契機 家庭教育支援の一環として。

成果 相談者の半数以上が顕著な行動改善をしている。

課題 大学の授業などの関係で活動時間に制約が多い。

イ 不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組

○ 《市区町村》 「居場所」 の提供による支援

【東京都杉並区】 すぎなみしゃべり場 (H24-26)

実施主体：杉並区

連 携 先：一般社団法人とちぎ青少年自立援助センター

取組内容：ひきこもりやコミュニケーションに不安を抱える若者へ人間関係づくりを行う場（フリースペース）を提供し、若者支援に係る豊富な経験を持つ支援団体のスタッフの支援を受けながら交流を重ねることで、若者の社会参加を促す。（対象年齢 おおむね16歳から35歳）

契機 不登校・ひきこもりが社会的問題と認識され始め、当センターの区民向け講座で「居場所づくりプロジェクトサポーター育成」を実施（H14年度）。平成16年度から、講座の講師だった区内在住カウンセラーや受講者が「サポーター」として運営を補助する形で、フリースペース「すぎなみしゃべり場」を社会教育センターの事業として開始。平成24年度からは若年者社会参加支援を専門に行う団体に委託し実施している。

成果 笑顔で人と過ごせる時間が増える、共同作業でイベントを作り上げていくことができる等の経験を通して自信を回復し、学び直しや社会参加に意欲を持つようになってきている。

課題 対象者が社会参加に消極的な傾向を持つため参加者が少ない。また、人間関係の構築や日々の活動の中で培われた安心感など、長い時間をかけた中でつくりあげられるものがこの事業の核であり、成果の指標が見えにくい。

○ 《市区町村》 当事者、保護者、支援者等の交流会を通じた支援

【大阪府高槻市】 「不登校を共に考える」交流学習会 (H24-26)

実施主体：高槻市教育委員会

連 携 先：NPO法人ノート

取組内容：不登校児童・生徒の保護者と支援者等による交流学習会を8・12月を除く毎月第4土曜日に実施。

契機 市民協働の取組を推進する中で、当該分野の支援活動を行うNPO法人との協働事業として実施。

成果 課題の解決に向けて一緒に考えることで、問題への理解が深まるとともに、多様なつながりを体験することができ、課題を抱える家族の孤立防止が図れている。

課題 適切な民間支援機関の確保と連携。

イ 不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組

○ 《市区町村》 公民館を活用した支援

【東京都小平市】 公民館ヤングセミナー 就活生・若手社会人のための働く力養成講座（H25）

実施主体：小平市教育委員会

取組内容：自分にとってのいい仕事・いい会社とはどんなところかを考える。また社会の荒波に揉まれてもめげない心を養ってもらい、自分の人生を自分で切り開き自立した社会人となってもらうことを目標とした講座を実施。

契機 若者の離職率の増加やニートの増加に対処するため。

成果 これから就活する人や仕事に対して悩んでいる人、新しい環境に向かって進もうとしている人など、受講者の背中を後押しする内容を提供できた。

課題 若者にどうしたら公民館に足を運んでもらえるかを考えることが今後このような講座を行う上で大きな課題となる。

○ 《市区町村》 支援者の研修、ネットワークの形成等の間接的支援

【大阪府豊中市】 講習会・意見交換会（H24-26）

実施主体：豊中市青少年育成課（内閣府モデル事業）

連 携 先：職員研修所、NPO、一般社団法人、民生児童委員など

取組内容：内閣府モデル事業に指定。H23、24年度は支援を要する子供・若者の理解や支援策の共有、H25年度はひきこもり等の若者の支援につなげるための知識や手法の共有、H26年度は学校を中退する若者を支援するアドバイザーの養成を実施。

契機 市独自の「若者等の自立・就労実態調査」結果に基づく推計値が、ひきこもりの親和群を含め約8,000人という実態が明らかになったため。

成果 ひきこもりの背景や社会的支援を要する子ども・若者の状況、支援の必要性や効果を共有。ユースアドバイザー等人材養成と支援の方向性が明確となった。

課題 不登校や中途退学を予防するため、学校と地域資源をつなぐアドバイザーの養成及びアドバイザーの役割の認知や活躍する場の設定が必要となる。

イ 不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組

◆今後関わっていく必要性の高い新たな取組

※ 今後関わっていく必要性の高い取組として、ア～オのうち、「イ 不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組」を挙げたのは（2つまで選択）、都道府県調査で30都道府県、市区町村調査で139市区町村と、いずれも他の項目と比較して飛び抜けて多くなっている。

《都道府県》

- ・不登校やひきこもりなど、学校や社会に適応できていない子どもたちが、ボランティア活動等をとおして社会と関わることのできる取組。（想定される連携先：学校、福祉部局、NPO団体等）
- ・孤立しがちな保護者への支援の取組（保護者同士が集う機会等の創出）（想定される連携先：保健福祉部局や青少年担当部局）など8件

《市区町村》

- ・公民館等を活用した居場所・フリースペース開放。（想定される連携先：子ども青少年部）
- ・居場所作りから進めて、ゆくゆくは子ども若者育成支援に関するネットワーク（連絡協議会）を確立し、情報を共有しながら、引きこもり対策、ニート対策を進めていきたい。（想定される連携先：学校教育課、福祉課、健康課、産業課、子育て支援課、社会福祉協議会）
- ・コミュニケーション能力向上のための集団活動や社会的な自分の居場所づくりのための職業体験など、実体験の積み重ねを行ってみたい。（想定される連携先：関係小・中・高等学校、野外活動等を行うNPO法人や商工会など）
- ・乳幼児期から関わりその家庭や地域とのつながりを持つことで、不登校やひきこもりを未然に防ぐ取り組みを行う。（想定される連携先：学校、家庭子育て支援課、健康推進課、産業課、警察、保健所、家庭教育支援チーム等）

■参考＜青森県教育委員会の取組＝若者の社会参加促進事業（H27～）＞

H27

「高校教員に対する中途退学者の状況に関する調査」の実施

対 象：概ね5年以内に中途退学者や不登校の生徒への指導経験がある県立高校教員
回収数：572件

■調査結果から

- 中途退学や不登校のきっかけは「人間関係がうまくいかなかったこと」
- 教員があればよいと思う学校以外からの支援は「社会性の育成」、「継続的な相談体制」、「コミュニケーション能力の育成」

H28

社会とのつながりへのきっかけを求めている若者を対象とした「チャレンジキャンプ」の実施

県立梵珠少年自然の家を活用（3泊4日）
宿泊体験、梵珠山登山、牧場での社会体験

ウ 障害のある子供・若者に対する支援に係る取組（都道府県：21件／市区町村：82件）

○ 《都道府県》若者を対象とした取組

【青森県】障害者青年学級（H24-26）

実施主体：青森県教育庁生涯学習課

取組内容：特別支援学校卒業後の障害のある青年に対し、他者との交流の機会を提供することにより、自立と社会参加を支援し社会性の向上を目指す。

契機 障害者の学校教育以外での支援の必要性から。

成果 外に出る機会の少ない対象者に対し社会参加のきっかけを提供することができている。

課題 参加者が興味を持ち、意欲的に参加できるような活動を取り入れることが必要。

○ 《都道府県》意識啓発、研修に係る取組

【大阪府】共に生きる地域の“絆”プロジェクト（H24-26）

実施主体：共に生きる地域の“絆”プロジェクト委員会

取組内容：公民館等地域の社会教育施設で障がいのあるなしに関わらず、子ども同士や異世代の交流する場を設けるとともに地域での障がい理解をめざす取組み。

契機 ・府内における障がい者関連事業が減少しており、連携して取り組みを進めるべきであったため。
・公民館の活性化を図るため。

成果 ・どのイベントについても障がいのある子ども、ない子どもの参加があり、イベントを通して交流を深めた。
・取組みの認知度も上がってきており、実施施設数、参加者数とも増加している。

課題 実施施設の拡大

ウ 障害のある子供・若者に対する支援に係る取組

○ 《市区町村》 障害のある若者への体験活動や交流の場の提供を通じた支援

※公民館等において、各種スポーツ、コーラス、パソコン講座、料理教室等の機会を提供する事例が多数あり。

【東京都立川市】 障害者青年対象講座「立川市青春学級」（H24-26）

実施主体：立川市教育委員会

取組内容：社会的自立を目指したプログラム（調理実習・宿泊研修など）を提供するとともに、余暇活動の充実につなげている。

契機 地元の中学校を卒業した後の知的障害者の居場所、仲間作りの場の提供

成果 事業発足以来39年を経過。毎年度おおむね40人の受講者がおり、ほとんど休みなく参加していることから、長年にわたり、学級生や保護者たちの信頼感を培っており、成果を上げている。

課題 ①受講生が固定化・高齢化し、プログラムも固定化しがち
②ボランティアスタッフが不足しているので、その確保や育成が課題

○ 《市区町村》 図書貸出、資料提供による支援

【東京都小平市】 布の絵本・布の遊具の貸出（H24-26）

実施主体：小平市教育委員会（図書館）

取組内容：視覚障がいや知的障がい等により活字による読書が困難な子供たちに、触って楽しめる布の絵本や遊具を利用してもらう。

契機 布の絵本や遊具を製作している団体「布のゆうぐ〜ひまわり、」の寄贈により、視覚に障がいのある子どもにも読書を楽しんでもらうために始めた。

成果 毎年4月の「こだいら子ども読書月間」に、布の絵本の役割を知ってもらう催しを行い、多くの子どもたちが手にとっている。また、障がい者サービスの拠点館である小川西町図書館でもそれらの展示を行い、子どもたちが手に取っている。

課題 普段は、取組の対象である障がいのある子どもの利用はあまり多くない。子ども以外に、高齢者や視覚に障がいを持つ大人にとっての利用も有効的であり、有効活用のため、利用対象者を広げること検討する必要がある。

○ 《市区町村》 保護者への支援

【青森県五所川原市】 ハートネットを作ろう“ちょっと気になる子”への支援事業（H25-26）

実施主体：ハートネットを作ろう実行委員会

連携先：NPO法人すてっぷ

取組内容：発達障害のグレーゾーンにいる子どもを持つ親への支援。

契機 文部科学省の委託事業

成果 保育所・幼稚園・小学校全世帯へのアンケート調査により、問題を把握できた。

課題 気づいていない親に対しどのように支援していくのが課題である。

工 非行・犯罪に陥った子供・若者に対する支援に係る取組 (都道府県：5件／市区町村：57件)

○ 《都道府県》 児童自立支援施設、矯正施設への読書活動を通じた支援

【広島県】 児童自立支援施設での読み聞かせ等 (H24-26)

実施主体：広島県立図書館

連携先：こども家庭課、広島学園

取組内容：読書の機会に恵まれない子供たちへのアプローチとして、図書の貸出しや読書ボランティア等による読み聞かせ、図書館職員によるおすすめ本のポップ作りの授業等を実施。

契機

・施設にいる子供は本に触れる機会や読み聞かせ等の体験が少ないのではないかと考えたため。
・県立図書館ならではの取組を行うため
・こども家庭センターでの取組を実施し有効だったため。

成果

・絵本の読み聞かせやストーリーテリング等を体験することができた。
・おすすめ本のポップを作成する際は本を読み返したり紹介する言葉を吟味したりする等積極的な姿勢を見せた。また自分の紹介したポップで他人に影響を及ぼすことができる達成感を味わうことができた。施設の職員からは「選んだ本や書き方に子供の個性が表れる」等子供の理解に役立てることができた。
・読書活動ボランティアの子供や読み聞かせに対する理解を深めることができた。

課題

・当初施設の実態の把握や適切な支援の在り方を模索した。
・子供に提供する図書の内容等に十分配慮する必要がある。
・子供の理解力に合った授業の組立てを考える必要があり実際の対応にも気を使う。
・読書活動ボランティアに施設や在籍する子供の状態について理解してもらうことや活動内容について施設と読書活動ボランティアとの調整を図る必要がある。
・施設が遠方のため県立図書館の職員が頻繁に向いて行事を行うことは難しい。

○ 《市区町村》 問題傾向のある青少年に対する居場所の提供を通じた支援

【愛知県東海市】 青少年居場所づくり推進事業 (H24-26)

実施主体：東海市立青少年センター

連携先：市内中学校、保護司会、東海警察署等

取組内容：問題傾向にある青少年に対し、身体的・精神的拠所となる居場所を提供し、各種活動を通して、仲間と協力し、自分自身を鍛え、互いに競争し合うことで、共有する感動を経験させる。問題傾向のある青少年が事業を通じて大人との関わりを持ち、精神的・身体的な拠所があると実感することで、重大な犯罪の発生を防ぐことができている。

契機

青少年の非行や重大犯罪を未然に防ぐため。

成果

問題傾向のある青少年が事業を通じて大人との関わりを持ち、精神的・身体的な拠所があると実感することで重大な犯罪の発生を防ぐことができている。

課題

青少年についての情報を把握し青少年が事業の対象であるかどうかの見極めが必要である。

○取組を行っていない理由

《市区町村》（回答：134市区町村）

➤ 「他部署が取り組んでいるため」等（59件）

- ・ 困難を有する子供・若者に対する支援の取組は以前は社会教育部局で行っていたが、平成20年度に行われた機構改革により、担当事務が分割され、現在は学校教育部局が主管している。
- ・ 不登校の子どもについては、学校に不登校支援員の配置等学務担当係にて対応しており、障害についても担当課にて対応している。非行・犯罪等に関することについては、当該課において情報がなため対応できない。
- ・ 教育委員会、福祉保健部、子ども家庭部、総務部（安全安心まちづくり課）等で、それぞれが困難とする問題について取組を行っているが、社会教育部局が取組を行うことの検討がされていない。また、社会教育部局が主体となり、本問題について取組を行うことは難しいと考えます。
- ・ 「困難を有する子供・若者」に対する自立支援は、市長部局であるこども青少年局青少年育成課及び青少年相談センターを中心に取り組んでいます。社会教育部局の生涯学習文化財課では、未然防止に取り組んでいくことが重要と考えています。

➤ 「ニーズ、情報を把握していない」等（46件）

- ・ 学校支援を含め、全町民を対象とした講座等を行っているが、不登校児童等の情報を把握しておらず、ニーズもないため。
- ・ 島という狭い環境の中で、社会教育部局として対応するほどの案件やニーズはない為。
- ・ 対象となる子ども・若者が存在しないため。

➤ 「社会教育部局で取り組む必要性がない」等

- ・ 困難を有する子どもや若者に対して、社会教育部局で支援するという考え方がなかった。また、当部局における事業については、すべての子どもたちに対して公平性を満たしていると思って行っていた。
- ・ 当市では、学校教育の分野で考えられている内容であり、生涯学習の分野ではその公共性については想定した事業を行っていない。
- ・ 特定の事情を抱える子ども・若者に対してではなく、青少年の健全な育成として包括的に子ども・若者に対する取組を行っているため。

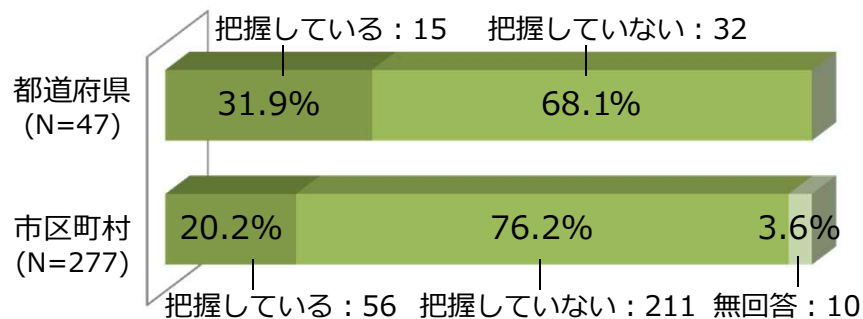
➤ 「人員、予算が不足」、「専門的知識が不足」等（26件）

- ・ 該当事案そのものが非常にデリケートな問題が多く、専門的知識や豊富な経験、きめ細やかな対応が必要と思われ、かつ、一時的な取組みではなく、場合によっては数年単位での対応が必要となると考える。以上などから当部局での具体的取組みは現状では困難である。
- ・ 人的、財政的な余裕がないため。

(2) 当事者等のニーズ、意識の把握

調査結果から

■当事者等のニーズ、意識の把握状況



■ニーズの把握方法

	関係機関との情報交換の中で	当事者からの直接の要請
都道府県(N=15)	7	6
市区町村(N=56)	39	26

■把握しているニーズの内容

区分	ニーズの例
不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者の対応に係る取組に関するニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・高校中途退学者等については、既存の就労や就学に関するサービスが届いていない。継続的な支援が受けられるようにしてほしい。 ・訪問支援事業（アウトリーチ）
障害のある子供・若者に対する支援に関するニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を要する子供たちへの取組の一体化、福祉・教育等各分野の間の連携による必要な支援の確実な引き継ぎなど。

調査結果のまとめ

① 当事者等のニーズを把握している都道府県は約3割、市区町村では約2割となっている。

② ニーズの把握方法は、都道府県、市区町村とも、「関係機関との情報交換の中で」が最も多くなっており、「関係機関のネットワーク」の「必要性がある」とした理由（「情報を共有しておく必要がある」、「現状について関係機関が共有する必要がある」）と重なる部分が見られる。

③ 把握しているニーズの内容については、「不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者の対応に係る取組」に関して、特に高校中途退学者について、「既存の支援サービスが届いていない」という現状も見られる。

今後に向けて

(3) 当事者、関係者等の的確なニーズの把握

- ・当事者や保護者等関係者のニーズを的確に把握し、それらを踏まえた取組を展開する必要。

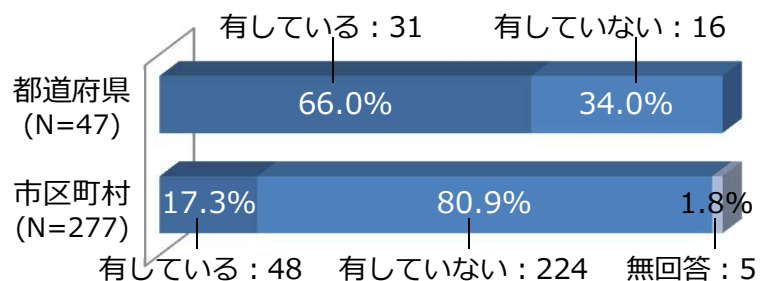
- ・ニーズの把握の方法としては、「関係機関のネットワーク」への参加による情報交換のほか、必要に応じてアンケート調査の実施等も有効。

- ・特に、高校中途退学者やひきこもりの若者のニーズについては、学校や他部局、NPO等との連携の上で、支援に対するニーズや意識を探っていく必要。

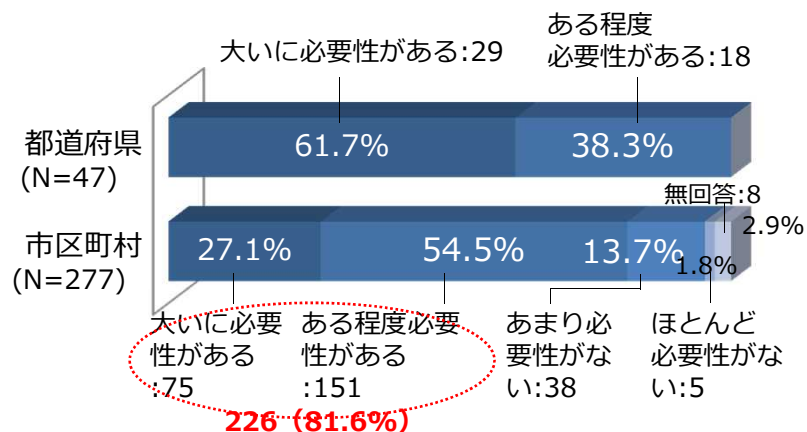
(3) 関係機関のネットワークの現状と意識

調査結果から

■ 関係機関のネットワークの設置状況



■ 関係機関のネットワークの必要性



○ 「必要性がある」とした理由

- 例) ・幅広い分野から多角的に検討することが必要。
・それぞれの専門性を生かした様々な方向からの解決が必要。
・情報を共有しておく必要。
・「人とつながる力」を育成することは、社会教育において重要。
・近隣市町村等と協働で事業を行う方が効率的。

○ 「必要性がない」とした理由 (市区町村)

- 例) ・他部局の取組により対応が可能であるため。
・支援を必要とする子供・若者がいない、または少ないため。

調査結果のまとめ

① 関係機関のネットワークを有しているのは都道府県で約3分の2、市区町村では2割弱。ネットワークの設置主体は、都道府県では青少年担当課等の知事部局が、市区町村では教育委員会が多くなっている。

② 関係機関のネットワーク形成の必要性については、都道府県調査ではすべての都道府県が、市区町村調査では8割以上の市区町村が「必要性がある」と回答している。

「必要性がある」とした理由については、都道府県、市区町村とも、「問題が多岐にわたっているので、多角的な取組が必要」、「情報共有が必要」といった意見が見られるほか、社会教育からのアプローチの必要性を述べる意見も見られる。

また、市区町村からの意見の中には、近隣市町村等と協働で事業を行う方が効率的であるといった意見も見られる。「必要性がない」とした理由については、市区町村で「他部局の取組で対応可能」、「取組の必要性を感じない」といった意見が見られる。

③ 今後教育委員会が連携して関わっていく可能性の高い取組を挙げた都道府県は、約3割に当たる14都道府県となっており、知事部局との連携を模索している例が見られる。

今後に向けて

(4) 関係機関のネットワークを活用した継続的な連携

・多角的な取組の展開や情報の共有化、当事者等のニーズの把握に向けてネットワークは重要。

・ネットワークへの参加、他部局・機関との継続的な連携方策を考慮。

・市区町村相互の連携、県と市区町村との連携も考慮。

○「関係機関のネットワーク」具体的な組織（設置主体別）

《都道府県》（計44件）

- 教育委員会が設置主体となっている組織：11件
例）【山梨県】子ども・若者支援地域協議会（社会教育課）
【静岡県】静岡県子ども・若者支援ネットワーク（社会教育課）
- 知事部局が設置主体となっている組織：31件
例）【青森県】青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会（環境生活部青少年・男女共同参画課）
- 県警本部が設置主体となっている組織：2件

《市区町村》（計59件）

- 教育委員会が設置主体となっている組織：29件
- 首長部局が設置主体となっている組織：26件
- その他（学校、団体等）が設置主体となっている組織：3件

○今後教育委員会が連携して関わっていく可能性のある取組の内容

《都道府県》（14都道府県、計19件）

- 学校教育部局との連携
例）【宮城県】登校支援ネットワーク事業（義務教育課）と連携し、学校、家庭、教育機関が連携し、学校復帰に向けた多様な支援を行う。
- 知事部局（ネットワーク協議会等を含む）との連携
例）【山形県】若者交流ネットワーク総合推進事業（若者支援・男女共同参画課）と連携し、県内外で活躍する若者がウェブ上で交流するためのネットワークシステム「やまがたおこしあいネット」の管理・運用を行い若者グループ相互の交流促進を進めるとともに、そうした若者が実際に一堂に会する「やまがた若者地域づくり交流会」も実施し、情報交換、交流、連携、協働を進める機会を提供する。
【千葉県】環境生活部県民生活・文化課と連携し、18才以降で引きこもっている若者の実態把握に向け、地域に密着している民生児童員等を活用し、行政側からは見えにくいひきこもりの実態をつかみ、支援につなげていく。

(5) 困難を有する子供・若者に対する社会教育部局からの支援の必要性の認識

困難を有する子供や若者に対して、社会教育の視点からアプローチし、「人とつながる力」や「社会とつながる力」を身に付けさせていくことが必要であり、社会教育行政職員はそのことを認識する必要がある。

その際、「社会教育行政の役割としては、『心や気持ちに対する相談に応ずる』、『居場所を確保する』、『勉強や進学、就職の相談に応じ手助けする』等のほか、職業スキル以前に、生活習慣等の基盤的な資質・能力を身に付けさせることが要請されている」※ことを十分認識した上で、各自治体の現状やニーズを踏まえた取組を展開していくことが求められる。

※全国都道府県教育長協議会第2部会平成26年度第2回研究協議（H26.11.10）における今野雅裕・政策研究大学院大学教授の講演より